

北九州市訓令第4号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市長 北橋健治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「研修・安全管理担当部長」を「安全管理担当部長」に改める。

第6条第1項第3号中「、次長」の次に「、副館長」を加える。

別表第1の局長の欄中「会計室長」を「会計室長  
危機管理監」に改め、同表の部長  
「危機管理室長  
技術監理室次長  
研修・安全管理担当部長  
都市経営戦略室長  
情報政策室長」を  
「技術監理室次長  
安全管理担当部長  
行政経営室長  
情報政策室長  
市制50周年記念事業推進室長」  
、「緊急経済・雇用対策室長」を「雇用開発室長」に改め、「危機管理室長  
「都市経営  
情報政策  
世界遺産  
シティップ  
」及び「美術館副館長  
自然史・歴史博物館副館長」を削り、同表の課長の欄中  
「情報政策室次長  
世界遺産登録推進室長  
市制50周年記念事業推進室次長」  
に改め、「男女  
共同参画推進部次長」を削り、「緊急経済・雇用対策室次長」を「雇用開  
発室次長」に改め、「長崎街道木屋瀬宿記念館長」及び「松本清張記念館  
埋蔵文化財センター所長」を「文学館副館長  
副館長」を削る。  
」

別表第2の3の表中「(下水道事業に係るものと除く。)」を削る。

別表第2の4の表を削り、別表第2の5の表を別表第2の4の表とする。  
別表第3の5の表の研修・安全管理担当部長の項中「研修・安全管理担当部長」を「安全管理担当部長」に改める。

別表第3の6の表の税務部長の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 市税の年度当初の賦課決定及び特に重要な賦課決定等（賦課決定、更正、決定及び各種加算金の決定をいう。以下同じ。）

別表第3の6の表中

税制課長	市税の過誤納整理
課税企画課長	特別土地保有税の更正、決定及び各種加算金の決定

」

税制課長	(1) 市税の過誤納整理
課税課長及び固定資産税課長	(1) 市税の賦課決定等（年度当初の賦課決定及び特に重要な賦課決定等を除く。）

」

改める。

別表第3の8の表の局長の項第75号中「指定介護予防支援事業者の指定、」を「指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の」に改め、同号を同項第80号とし、同項第74号中「の指定」の次に「（公募に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第79号とし、同項第73号を同項第76号とし、同号の次に次の2号を加える。

(77) 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等及び勧告、命令等

(78) 介護保険法の規定による指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定

別表第3の8の表の局長の項中第72号を第75号とし、第64号から第71号までを3号ずつ繰り下げ、第63号を第65号とし、同号の次に次の1号を加える。

(66) 毒物及び劇物取締法第22条第6項の規定による措置命令

別表第3の8の表の局長の項第62号中「第19条第3項」の次に「（同法第22条第4項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第64号とし、同項第48号から同項第61号までを2号ずつ繰り下げ、同項第47号中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設等」に改め、同号を同

項第49号とし、同項第3号から同項第46号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」）を「障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」に、「、同法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の指定、取消し等並びに知的障害児施設等」を「並びに障害児入所施設等」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(3) 児童福祉法に規定する指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等及び勧告、命令等

(4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の取消し等及び勧告、命令等

別表第3の8の表の局長の項に次の3号を加える。

(81) 介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定、指定の更新、取消し等及び勧告、命令等

(82) 介護保険法の規定による指定介護老人保健施設の開設許可、開設許可の更新、取消し等及び勧告、命令等

(83) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の介護保険法の規定による介護療養型医療施設の指定の更新、取消し等及び勧告、命令等

別表の第3の8の表の地域支援部長の項に次の4号を加える。

(3) 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を除く。）の指定

(4) 介護保険法の規定による指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定の更新

(5) 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（公募に係るものとされる。）及び指定の更新（公募に係るものに限る。）

(6) 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定

別表第3の8の表の障害福祉部長の項第1号中「（平成17年法律第123号）」を削り、同項第4号中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費

」を「障害児入所給付費、障害児通所給付費、高額障害児入所給付費、高額障害児通所給付費」に、「障害児施設医療費及び障害児施設措置費」を「障害児入所医療費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所施設措置費及び障害児通所支援措置費」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 児童福祉法に規定する指定障害児入所支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定及び指定の更新

(8) 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定及び指定の更新

別表第3の8の表の介護保険課長の項に次の3号を加える。

(2) 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を除く。）の指定の更新

(3) 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（公募に係るものを除く。）

(4) 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新

別表第3の9の表の局長の項第2号中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設等」に改める。

別表第3の11の表の水産課長の項第16号から第19号までの規定中「において」の次に「読み替えて」を加える。

別表3の12の表の局長の項中第5号から第14号までを削り、第15号を第5号とし、同表の総務部長の項中第5号から第7号までを削り、同表の施設部長の項を削り、同表の下水道河川部長の項中「下水道河川部長」を「河川部長」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同表の下水道経営課長の項、水質管理課長の項、計画課長の項、設計課長の項及び保全課長の項を削る。

別表第3の15の表の危機管理室長の項を削る。

別表第3の16の表の美術館副館長の項及び自然史・歴史博物館副館長の項を削る。

（北九州市区長以下専決規程の一部改正）

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表中「（下水道事業に係るものを除く。）」を削る。

別表第1の4の表を削る。

別表第2の保健福祉担当部長の項第25号中「第27条の3」を「第28条」に、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同表のまちづくり整備課長の項中第18号から第22号までを削り、第23号を第18号とし、第24号から第30号までを5号ずつ繰り上げる。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「次長」の次に「及び副館長」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第6号中「課長及び」を「課長、」に改め、「次長」の次に「、副館長」を加える。

別表第1の3の表中「(下水道事業に係るものを除く。)」を削る。

別表第1の4の表を削り、別表第1の5の表を別表第1の4の表とする。

別表第2の2の表の法人税務課長及び固定資産税課長の項中「法人税務課長及び」を削る。

別表第2の19の表を別表第2の21の表とし、別表第2の18の表を別表第2の20の表とし、別表第2の17の表を別表第2の19の表とする。

別表第2の16の表の工務第二課長の項を削り、同表を別表第2の18の表とする。

別表第2の15の表を別表第2の17の表とし、別表第2の10の表から別表第2の14の表までを2表ずつ繰り下げる。

別表第2の9の表の保健所長の項第37号中「第15条の3」の次に「(同法第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同表を別表第2の11の表とする。

別表第2の8の表を別表第2の10の表とし、別表第2の3の表から別表第2の7の表までを2表ずつ繰り下げ、別表第2の2の表の次に次の2表を加える。

### 3 美術館に関する事項

専決権者	専決事項
副館長	(1) 1件100万円以下の展示用美術品、閲覧用図書その他資料の購入の契約及び検収

### 4 自然史・歴史博物館に関する事項

専決権者	専決事項
副館長	(1) 1件100万円以下の自然史資料、歴史資

料、考古資料、民俗資料、閲覧用図書その他資料の購入の契約及び検収

(2) 1件20万円以下の自然史資料、歴史資料、考古資料、民俗資料その他資料の寄付の收受（負担付でないものに限る。）

#### 付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市児童相談所訓令第1号

庁中一般

北九州市児童相談所次長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。 平成24年3月30日

北九州市児童相談所長 藤川智久

北九州市児童相談所次長専決規程の一部を改正する訓令

北九州市児童相談所次長専決規程（昭和43年北九州市児童相談所訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

# 北九州市消防局訓令第1号

庁中一般

消防職員懲戒及び分限審査委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市消防長 櫛井正喜

消防職員懲戒及び分限審査委員会規程等の一部を改正する訓令  
(消防職員懲戒及び分限審査委員会規程の一部改正)

第1条 消防職員懲戒及び分限審査委員会規程(昭和38年北九州市消防局訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、危機管理室長」を削る。

(北九州市消防局公印規程の一部改正)

第2条 北九州市消防局公印規程(昭和38年北九州市消防局訓令第27号)  
の一部を次のように改正する。

別表第1の消防局及び消防長等の印の項中

「

北九州市消防局部長印	れい書	方27	5	消防局部長の権限に属する公文書用	消防局主管課
北九州市消防局危機管理室長印	れい書	方27	6	消防局危機管理室長の権限に属する公文書用	消防局危機管理課

を

」

「

北九州市消防局部長印	れい書	方27	5	消防局部長の権限に属する公文書用	消防局主管課
------------	-----	-----	---	------------------	--------

に、

」

「

7	6
8	7

に改める。

」

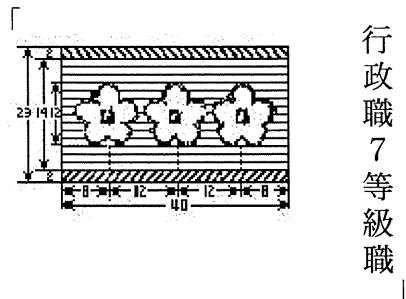
別表第2の1 消防局及び消防長等の印の表中ひな型6を削り、ひな型7からひな型9までを1ずつ繰り上げる。

(北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部改正)

第3条 北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程（昭和45年北九州市消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、行政職7等級職は消防司監の」を削る。

別表第1の図の補職（職）名章の項中



を削る。

(北九州市消防機械器具管理規程の一部改正)

第4条 北九州市消防機械器具管理規程（昭和48年北九州市消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、部長又は室長」を「又は部長」に改める。

(北九州市警防規程の一部改正)

第5条 北九州市警防規程（昭和55年北九州市消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、危機管理室長」を削る。

第6条第1項第1号中「、予防部長及び危機管理室長」を「及び予防部長」に改め、同項第5号中「危機管理室指令課長」を「警防部指令課長」に、「危機管理室指令課指令第一係長」を「警防部指令課指令第一係長」に改め、同項第6号中「予防部指導課危険物係長」を「予防部指導課危険物保安係長」に、「危機管理室指令課指令第一係長」を「警防部指令課指令第一係長」に改める。

第11条第3号（アからオまで以外の部分に限る。）及び同号工中「高発泡車」を「高発泡照明車」に、「林野火災工作車、照明電源車」を「災害対応多目的車」に改める。

第19条第2項中「及び危機管理室長」を削り、同条第3項中「危機管理

室長及び」を削り、同条第4項中「危機管理室長」を「警防部長」に改める。

第22条に次の1号を加える。

(3) 警防活動は、災害の特殊性、危険性、事故内容等を判断し、安全、確実かつ迅速に行わなければならない。

第24条第1項中「危機管理室長たる副本部長（以下「危機管理副本部長」という。）」を「警防副本部長」に、「危機管理副本部長」を「警防副本部長」に改め、同条第2項中「危機管理副本部長」を「警防副本部長」に改める。

第25条、第26条第2項、第33条第3項、第34条、第35条第1項、第3項及び第4項、第38条第1項及び第3項、第45条各号列記以外の部分並びに第47条第1項中「危機管理副本部長」を「警防副本部長」に改める。

第53条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第63条第2項中「及び危機管理室長」を削る。

第64条中「危機管理室長」を「警防部長」に改める。

（北九州市消防署組織規程の一部改正）

第6条 北九州市消防署組織規程（昭和61年北九州市消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条予防課予防指導係の項第7号を次のように改める。

(7) 防火対象物の点検及び防災管理の点検に関すること。

（北九州市消防局部長以下専決規程の一部改正）

第7条 北九州市消防局部長以下専決規程（昭和61年北九州市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「室長及び」を削る。

別表中

「

注1 この表中、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部長 部長（室長及び消防署長を含む。）・担当部長・局付

(2) 課長 課長（訓練研修センター所長及び消防航空隊長を含む。）・担当課長・部付

(3) 係長 係長・担当係長・課付

2 [ ] 内は、専決区分を示す。

を

注

1 この表中、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部長 部長（消防署長を含む。）・担当部長・局付

(2) 課長 課長（訓練研修センター所長及び消防航空隊長を含む。）・担当課長・部付

(3) 係長 係長・担当係長・課付

2 [ ] 内は、専決区分を示す。

に

改める。

（北九州市救急業務規程の一部改正）

第8条 北九州市救急業務規程（平成元年北九州市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「危機管理室指令課長」を「警防部指令課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

# 北九州市消防局訓令第2号

一般

北九州市消防地理水利規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市消防長 櫛井正喜

北九州市消防地理水利規程の一部を改正する訓令

北九州市消防地理水利規程（昭和53年消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「防ぎよ」を「防御」に、「あつた」を「あった」に改める。

第3条第1項中「消火栓<sup>せん</sup>」を「消火栓」に、「防火水そう」を「防火水槽」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「消火栓<sup>せん</sup>」を「消火栓」に改め、同項第1号中「公設消火栓<sup>せん</sup>」を「公設消火栓」に、「水道局長」を「上下水道局長」に、「消防隊用消火栓<sup>せん</sup>」を「消防隊用消火栓」に改め、同項第2号中「簡易公設消火栓<sup>せん</sup>」を「簡易公設消火栓」に、「水道局長」を「上下水道局長」に、「初期消火用消火栓<sup>せん</sup>」を「初期消火用消火栓」に改め、同項第3号中「私設消火栓<sup>せん</sup>」を「私設消火栓」に、「消火栓<sup>せん</sup>」を「消火栓」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「防火水そう」を「防火水槽」に改め、同項第1号中「公設防火水そう」を「公設防火水槽」に、「消防隊用防火水そう」を「消防隊用防火水槽」に改め、同項第2号中「私設防火水そう」を「私設防火水槽」に、「防火水そう」を「防火水槽」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第8条関係）」に、「B4」を「A4」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第8条関係）」に、

「

消 火 栓 <small>せん</small>	防 火 水 そ う
----------------------------------	-----------------------

」を「

消 火 栓	防 火 水 槽
-------------	------------------

」に、「B5」を「A4」に

改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第10条関係）」に、「B5」を「A4」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第12条関係）」に、「消火

栓」を「消火栓」に、「防火水そう」を「防火水槽」に、「B 5」を「A 4」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第15条関係）」に、「B 5」を「A 4」に改める。

#### 付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第1号

北九州市水道局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する  
規程

北九州市水道局情報セキュリティに関する規程（平成22年北九州市水道局  
管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局情報セキュリティに関する規程

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に、「水道事業の」  
を「水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の」に、「水道事業に」を「こ  
れらの事業に」に改める。

第5条第1項中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第2号

北九州市水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

### 北九州市水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北九州市水道局電気工作物保安規程（昭和54年北九州市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 北九州市上下水道局電気工作物保安規程

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

第2条第2項中「水道局長」を「上下水道局長」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項に定めるもののほか、下水道施設については、電気工作物を設置する事業場ごとに、局長が選任する主任技術者を置く。

第2条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該事業場の保安責任者を前項の主任技術者に充てることができる。

第3条の2を削る。

第10条中「別表に」を「別に局長が」に改める。

第12条第3項中「主任技術者及び発電所の担当職員」を「発電所の保安職員」に、「、発電所の担当職員」を「、発電所の保安職員」に改め、同条第4項中「担当職員」を「保安職員」に改める。

別表を削る。

### 付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第3号

北九州市水道局工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

### 北九州市水道局工事施行規程の一部を改正する規程

北九州市水道局工事施行規程（昭和53年北九州市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 北九州市上下水道局工事施行規程

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

第3条第2項中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第4条第2項中「水道局職員」を「上下水道局職員」に改める。

第8条中「(第1号様式)」を削る。

第9条第1項中「天災地変その他工事施工上やむを得ない理由により」を「技術上の支障が生じたとき、天災地変が生じたときその他」に、「ときは、工事を「事由が生じたときは、請負人に工事中止通知書を交付して、工事の施工」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「に規定する一時中止を解除する」を「の規定による工事の施工の一時中止を解除しようとする」に、「(第3号様式)をもって通知する」を「を交付する」に改める。

第12条第2項中「水道局職員」を「上下水道局職員」に改める。

第13条第1項中「完成（一部完成・出来形・中間）届兼検査願（第4号様式）」を「完成（一部完成・出来形・中間・中間技術）届」に改め、同条第2項中「完成（一部完成・出来形・中間）届兼検査願」を「完成（一部完成・出来形・中間・中間技術）届」に改める。

第14条の見出しを「(しゅん工認定通知)」に改め、同条中「しゅん工認定通知書（第5号様式）をもって通知する」を「しゅん工認定通知書を交付する」に改める。

第15条第1項中「(第6号様式)」を削り、同条第2項中「修補完了届兼再検査願（第7号様式）」を「修補完了届」に改め、同条第3項中「修補完了届兼再検査願」を「修補完了届」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(帳票の様式)

第19条 この規程に定める帳票の様式は、局長が別に定める。

第1号様式から第7号様式までを削る。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第4号

北九州市水道局口径別納付金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

○  
平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局口径別納付金規程の一部を改正する規程

北九州市水道局口径別納付金規程（昭和42年北九州市水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局口径別納付金規程

第1条中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「および私設消火せん」を「及び私設消火栓」に、「または」を「又は」に改め、同条第2号中「水道局長が水道局」を「上下水道局長が上下水道局」に、「または」を「又は」に、「ものは含まない」を「ときを除く」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部改正）

2 北九州市馬島水道施設条例施行規程（平成15年北九州市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「北九州市水道局口径別納付金規程」を「北九州市上下水道局口径別納付金規程」に、「および私設消火せん」を「及び私設消火栓」に改める。

## 北九州市水道局管理規程第5号

北九州市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

### 北九州市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

北九州市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

第1条中「北九州市水道局指定給水装置工事事業者」を「北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者」に改める。

第2条第1項中「北九州市水道局指定給水装置工事事業者証」を「北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「北九州市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下）」を「北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（次項において）」に改める。

様式中「北九州市水道局指定給水装置工事事業者証」を「北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証」に、「北九州市水道局長」を「北九州市上下水道局長」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規程の施行の際現に交付されているこの規程による改正前の様式による北九州市水道局指定給水装置工事事業者証は、この規程による改正後の様式による北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証とみなす。

## 北九州市水道局管理規程第6号

北九州市水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

### 北九州市水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局統計事務に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 北九州市上下水道局統計事務に関する規程

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「経営企画課長の」を「統計主管課長（水道事業及び工業用水道事業に係る事項については経営企画課長とし、下水道事業に係る事項については下水道計画課長とする。以下同じ。）の」に、「経営企画課長を」を「統計主管課長を」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第3条中「経営企画課長」を「統計主管課長」に改める。

第4条中「経営企画課」を「統計主管課（水道事業及び工業用水道事業に係る事項については経営企画課とし、下水道事業に係る事項については下水道計画課とする。次条第1項において同じ。）」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「経営企画課」を「統計主管課」に改める。

第6条中「経営企画課長」を「統計主管課長」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（下水道事業に係る事項に関する特例）

2 下水道事業に係る事項については、第3条の規定は、当分の間、適用しない。

### 付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第7号

北九州市水道局個別需給給水契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局個別需給給水契約規程の一部を改正する規程

北九州市水道局個別需給給水契約規程（平成21年北九州市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局個別需給給水契約規程

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第8号

北九州市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局契約規程の一部を改正する規程

北九州市水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号）の  
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局契約規程

本則中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に、「行なう」を「行  
う」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第9号

北九州市水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

### 北九州市水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程

第1条中「北九州市水道局契約規程」を「北九州市上下水道局契約規程」に、「北九州市水道局が」を「北九州市上下水道局が」に改める。

第2条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

別表中

「北九州市水道局	「北九州市上下水道局
北九州市水道局契約規程の規定において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）	北九州市上下水道局契約規程において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）
建設業法	建設業法
地方自治法施行令	地方自治法施行令
水道局長	上下水道局長
北九州市水道局建設業者資格審査委員会	北九州市上下水道局建設業者資格審査委員会
委員長は水道局長、副委員長は総務経営部長	委員長は上下水道局長、副委員長は総務経営部長
北九州市水道局建設業者競争参加者資格委員会	北九州市上下水道局建設業者競争参加者資格委員会
北九州市水道局建設工事等業者選定委員会	北九州市上下水道局建設工事等業者選定委員会
規程	規程
水道局長	上下水道局長

を

に

改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第10号

北九州市水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程

第1条中「北九州市水道局契約規程」を「北九州市上下水道局契約規程」に、「北九州市水道局が」を「北九州市上下水道局が」に改める。

第2条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

別表中

「 北九州市水道局 北九州市水道局長契約規程の規定において準用する北九州市契約規則 水道局長 北九州市水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号） 第2条の規定において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 北九州市水道局建設業者資格審査委員会 地方自治法施行令 北九州市水道局建設業者競争	」 を 北九州市上下水道局 北九州市上下水道局契約規程において準用する北九州市契約規則 上下水道局長 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 北九州市上下水道局建設業者資格審査委員会 地方自治法施行令 北九州市上下水道局建設業者	に
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

参加資格委員会
北九州市水道局建設工事等業者選定委員会
規程
水道局長

競争参加資格委員会
北九州市上下水道局建設工事等業者選定委員会
規程
上下水道局長

改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第11号

北九州市水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程

第1条中「北九州市水道局契約規程」を「北九州市上下水道局契約規程」に、「北九州市水道局が」を「北九州市上下水道局が」に改める。

第2条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

別表中「水道局長」を「上下水道局長」に、「北九州市水道局物品等供給業者資格審査委員会」を「北九州市上下水道局物品等供給業者資格審査委員会」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第12号

北九州市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

### 北九州市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

北九州市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

第1条中「北九州市水道局契約規程」を「北九州市上下水道局契約規程」に、「北九州市水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程」を「北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程」に、「北九州市水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程」を「北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程」に、「北九州市水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程」を「北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程」に改める。

別表中「水道局長」を「上下水道局長」に、「北九州市水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条の規定」を「北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条」に、「北九州市水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条の規定」を「北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条」に、「北九州市水道局契約規程の規定」を「北九州市上下水道局契約規程」に、「北九州市水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条の規定」を「北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条」に改める。

#### 付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第13号

北九州市水道局小切手振出等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

### 北九州市水道局小切手振出等事務取扱規程の一部を改正する規程

北九州市水道局小切手振出等事務取扱規程（昭和40年北九州市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 北九州市上下水道局小切手振出等事務取扱規程

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に、「もしくは」を「若しくは」に、「行なう金銭企業出納員」を「行う経営企画課金銭企業出納員（北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第2条第5項に規定する経営企画課金銭企業出納員をいう。）及び下水道経営担当金銭企業出納員（同条第6項に規定する下水道経営担当金銭企業出納員をいう。）（以下「金銭企業出納員」という。）」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第2条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「みずから」を「自ら」に、「北九州市水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）」を「北九州市上下水道局会計規程」に改める。

第11条第1項中「または北九州市水道局長」を「又は北九州市上下水道局長」に、「みずから」を「自ら」に改め、同条第2項中「うえで」を「上で」に改める。

### 付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第14号

北九州市水道局長代理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局長代理規程の一部を改正する規程

北九州市水道局長代理規程（昭和42年北九州市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局長代理規程

本則中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第15号

北九州市水道局行政手続条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局行政手続条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市水道局行政手続条例施行規程（平成8年北九州市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局行政手続条例施行規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「の北九州市水道局管理規程」を「に規定する北九州市上下水道局管理規程」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 北九州市水道局管理規程第16号

北九州市水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を  
改正する規程

北九州市水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成8年北九州市  
水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程

本則中「水道局長」を「上下水道局長」に、「北九州市水道局管理規程」を  
「北九州市上下水道局管理規程」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第17号

北九州市水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局文書管理規程の一部を改正する規程

北九州市水道局文書管理規程（平成14年北九州市水道局管理規程第7号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局文書管理規程

本則中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。